

# 石川県公報

令和2年4月14日(火曜日)

号 外

(第40号)

## 目 次

公 告  
○石川県規則第27号の公布公告

(財 政 課) 1

## 公 告

### 石川県規則第27号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部財政課の執務室前に掲示して公布した。

令和2年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二十七号

石川県財務規則の一部を改正する規則

石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項ただし書中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第二項中「給料」を「及び給料」に改め、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び会計年度任用職員」を加え、「及び賃金」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 課及び総務部長が別に指定する廳における、別表第四に定める何区分が支出負担行為何並びに支出命令票によるものであるものであつて次に掲げるもの(総務部長が別に指定する廳にあつては、次に掲げるもののうち別に定めるもの)に係る歳出予算の執行及び支出の命令に係る事務は、総務事務管理室長に委任することができるものとする。

- 一 報酬(議員報酬を除く。)に係るもの
- 二 給料に係るもの
- 三 職員手当等に係るもの
- 四 共済費に係るもの
- 五 報償費(講師謝金等に限る。)に係るもの
- 六 旅費に係るもの
- 七 需用費(その他需用費に限る。)に係るもの
- 八 役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料及び洗濯料に限る。)に係るもの
- 九 使用料及び賃借料に係るもの
- 十 備品購入費に係るもの

第四十九条第一項中「レジスター」を「又はレジスター」に改め、「又はパーキングメーター等の作動」を削る。

第五十五条中「就農支援資金特別会計」を削る。

第六十二条第一号を削り、同条中第二号を第一号とし、第三号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十条第八項中「貸金等」を「経費」に改める。

第二百三十一条第二項第六号を次のように改める。

#### 六 契約不適合責任

第二百五十四条第六項中「中断する」を「更新する」に改める。

第二百八十一条の二中「第二百四十三条の二第二項後段」を「第二百四十二条の二第二項後段」に改める。

別表第三中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第四歳出の春貸金の部を削る。

別表第五中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第七就農支援資金特別会計の貸付金の項を削る。

#### 附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の第三十一条第二項及び第三項、別表第三並びに別表第四の規定は、令和二年度以後の歳入歳出予算について適用し、令和元年度以前の歳入歳出予算については、なお従前の例による。